

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第7回）議事要旨

[議事次第]

1. 日 時 平成22年3月23日(火) 15:30-17:36
2. 場 所 環境省 22階 第一会議室
3. 出席者 (出席委員)
浅野委員(座長)、井戸委員(代理:谷川氏)、岩間委員、大塚委員、
北村委員、澤田委員(代理:脊戸氏)、島田委員、富田委員、名古屋委員
(代理:山田氏)、仁井委員、原山委員(代理:金岡氏)、星野委員(代
理:秋葉氏)
(欠席委員)
植田委員、古市委員
(環境省出席者)
谷津廃棄物・リサイクル対策部長、荒木適正処理・不法投棄対策室長他
4. 議 題
 - (1) 平成21年度までに判明した不法投棄等の不適正処分がなされたものであって、生活環境保全上の支障又はそのおそれがあることから、今後、産業廃棄物適正処理推進基金による支援が必要であると考えられる事案の支援必要額の試算について
 - (2) 支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて
5. 配付資料
 - 資料1: 委員名簿
 - 資料2: 第6回議事要旨
 - 資料3: 平成21年度までに判明した不法投棄等の不適正処分がなされたものであって、生活環境保全上の支障又はそのおそれがあることから、今後、産業廃棄物適正処理推進基金による支援が必要であると考えられる事案の支援必要額の試算について
 - 資料4-1: 第5回及び第6回議事要旨関連部分のカテゴリー別整理
 - 資料4-2: 「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキーム」の検討において整理すべき事項

参考資料 1 - 1 : (お知らせ) 産業廃棄物の不法投棄等の状況 (平成20年度) について

参考資料 1 - 2 : 産業廃棄物の不法投棄等の状況 (平成20年度) について [概要]

参考資料 2 : 関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について

平成 21 年 10 月 支障除去等に関する基金のあり方懇談会

参考資料 3 : 残存事案等の今後の対応のあり方について

平成 22 年 2 月 残存事案等の今後の対応あり方検討会 (部内資料)

6. 議 事 懇談会は公開で行われた。

7. 議事要旨

(1) 議題「平成 21 年度までに判明した不法投棄等の不適正処分がなされたものであって、生活環境保全上の支障又はそのおそれがあることから、今後、産業廃棄物適正処理推進基金による支援が必要であると考えられる事案の支援必要額の試算について」、事務局から、参考資料 1 - 1 及び同 1 - 2 に基づく平成20年度の産業廃棄物の不法投棄等の状況についての説明に続いて、資料 3 に基づき、基金による支援必要額の試算について説明した。

(2) これに対して、各委員からは、次のような意見等が提出された。

○ 40何億という支援必要額の試算をされているが、これは今後どれぐらいのスケジュールというかスパンで実施され、支援が実行されていくことになるのか。

(事務局) 支援希望があった事案全てが同時に実施となれば、基金は足りないのでは、当然優先順位はあると思っており、早いものは来年度の後半ぐらいから実際に着手をしたい、もう少し遅いものでも23年度ぐらいからやりたいというものが3分の1ぐらいはある。

○ 今後の対応方針を見ると、おそれの防止措置というのがほとんどだが、都道府県、政令市は部分撤去を基本に考えているのか。

(事務局) 大きなものについては、特に崩落があるような非常に山となっているものもあるので、崩落しないような形にした上で整形をするというのが多い。小さいものの中には全量撤去が必要だというものもある。

○ 実行者では排出事業者が多いと思うが、どういう属性の排出事業者であるのか、何か特徴があるか。

(事務局) 従来までの事案と特に変わることはない。

- 現に支障が生じたり現に支障のおそれがあるのであれば自治体は来年度、再来年度と放っておかず、すぐにでも手をつけて対処するのではないか。そういうような対処をしていないということは、まだそんなにひどくないのではないかとというような疑念を持つ。きちんと環境省に整理をしていただけるとありがたい。

(事務局) 何故今措置が必要となったのかといった点については1つずつ詰めていきたい。

- 現実に沢に汚い水が流れているという場合でも、これは抜本的な処理にはなかなか財政の問題もあり、原因者のほうもお金がないことから応急的な措置をしている。確かに財政的に余裕があればやりたいところだが、それができないという実態をご理解いただきたい。
- 現に支障が生じているというカテゴリーか、おそれがあるというカテゴリーかというの厳密に区別ができていないわけではなさそうだ。火災が発生してもおそれと言っているところと、発生したから現に支障が生じていると答えるところがある。
- 今まで実際に支援要請があつて支援決定した延長線からいくと、多いなと思う。これが今度どう進行していったら本当に3年間の中におさまるかという、そういうことも従来よりは確度が高いけれども見守っていかなければいけない。金額の絶対値というよりは、いわば事案のマックスとしてここでぴんどめをする、こういう受け止めをしておけばいいということか。

(事務局) 我々もプライオリティーはつけなければいけないと思っている。

この17件というのはこの3年間の積み増しの中で対象となり得るものということでマキシマムとして出てきたものである。

- 40億円という金額はかなり大きい、まだこんなにあるのかというのが偽らざる実感だ。そもそもそういった事案を何で自治体はすぐ手をつけなかったのか疑問を感じる。額が予想以上というか、思っていた以上に大きいのは、不適正処理のほうまで入れ込んだからこれだけの金額、あるいはこれだけの件数になったんだというふうな理解でよろしいか。

(事務局) 不適正処理の事案はこれまでも含まれていたものでありこれが原因ではない。今回の調査の中で、もうどうしようもなくなったので何とか支援をお願いしたいというのが出てきている。決して今まで放っておったわけではなくて、いろんな事情が重なってこの一、二

年の間に急な状況の変化があったものがあったと聞いている。

- 自治体のほうから出ている希望額は、今後どう確定していくのか。
(事務局) 来年度の早い時期にはプライオリティーの高いものをとにかく抜き出して、できれば22年度に必要なものは補正でも上げていただいてやらなければいけないと思っており、そのための事前のヒアリングもやりたいと思っている。そういう中で、金額は固まっていく。
- もっと実際はたくさんあるのではないかというような気がするがいかがか。
(事務局) かなり整理はできていると思っている。
ただ、先ほど申し上げたように「支障等調査中」と報告があった199件が全部この基金の対象にはなり得ないが、100件ちょっとのものについてはこの基金の対象になり得るものであり、この中から、今後必要なものがいくつか出てくるかもしれないと思っている。
- この調査は支援額の上限をピン止めする意味を持つ。支障があるかないかを調査しなければ判断できないという事案は、調査してネガティブな結果になることのほうが多い。事案はせいぜいこれに例外的に何かあればというぐらいをその認識のスタートにしたい。
- ここで手を挙げなかったのはもう今回のスキームから落としますという宣言をした結果こうなったということであり、これが上限である。残っているお金では足りませんということがはっきりしましたということだけは明かであり、これから後また、その足りない分をどこがどう持つのかという話が厳密に言うともた出てきそうな感じがして、そのときにはもっと精査をしてどういうものが出ているのか、残っているのかということが改めて論じられる可能はあると思う。明確な材料が出てくれば業界としてもうちは関係ないと今まで思っていたが意外と関係があったというところも出てくるかもしれないということがあるので、その意味ではこの調査は意味がある。
- 各都道府県、政令市は、事案の度合いとしては十分精査された上で希望されているというふうに思う。
- こういう見通しであるということについてはご了解いただけたと思う。金額を確定するという意味ではなく、案件はこの程度であり、この程度の金額が上

限としては必要になる可能性があるということである。それから、ここに書いてあるものについては来年度以降の支援対象の候補にはなり得ると、それから、支援の総額が最大こんなものかな。もっとも、まだ調査中があるということにはなっているけれども、しかしそれやこれやを入れても、こんなものかなということである。早急に具体的にプライオリティーをつける形で詳細な検討をしていただき、最終的に積み増しをいただく拠出額をどうするかということについては今後、環境省と産業界が調整をすることになる。

基金の出えんする金額が幾らかということは、おおよそこのぐらいの積み増しをしておかないとすべての事案が支援はできなくなってしまうということがあらあらはっきりしてきたので、何とかこれから産業界におかれても3年間協力をお願いしたい。

必要額の試算の対象となった事案の進捗状況について、事務局もしっかり把握し、地域の住民の方々に対するリスクコミュニケーションをしっかりとやっていただいて、過剰な対策を立てるとということがどこかで行われることは誠にアンフェアであるので、そうならないようにその辺のところはしっかり行政としては目を光らせてほしい。

- (3) 続いて、議題「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて」、事務局から、資料4-1に基づき、議事概要について、カテゴリー別に整理したものを説明した。
- (4) さらに、資料4-2に基づき、支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキーム」の検討において整理すべき事項について、参考資料3に基づき、関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について（平成21年10月 支障除去等に関する基金のあり方懇談会）、それぞれ説明した。
- (5) これに対して、各委員からは、次のような意見等が提出された。
 - 平成25年以降の基金についても何らかの形で存続していただけると非常にありがたい。
 - 不法投棄とか不適正処理、大規模なもの、それからかなり危険なものというのは少なくはなっているというふうな印象がある。廃棄物なのか製品なのかちょっとグレー部分のものが首都圏のほうを中心としたところから大量に搬入されているというような事例もあり、私ら東北のほうに住む者としては、そういう首都圏を中心とした県外から流れてくるものに対する対応というものを基金

で対応したいという気持ちがある。

- 最近の不法投棄等の事案というのはかなり少なくなり、かつ小規模になっているのではないかというふうに感じている。どのぐらいの基金を新しいスキームとして考えていかななくてはいけないのかというのは、ちょっと見据える必要がある。それと、根本的に不法投棄あるいは不適正事案を少なくするためには、どうするのが見えるようにしながら、基金のあり方というのを考えていかなければと思う。
- 資料4-1の3の(1)の新たな支援のスキームというところに四角が1つしかないので、何かこれでもう議論が終わったという話になると議論の幅が狭いというふうに思う。
- 4-2の表紙でいくと、目次立てでいきなり基金という言葉がずっと出てくるのは違和感を感じる。また、(1)のところの関係者の役割とあるが、まず関係者定義から議論すべきで、いきなり今いる関係者の役割という話ではない。
- 基金の効果について、不法投棄等事案の拡大防止に非常に役立ってきたと思うが、資料3を見たときにかなり大きいのがぼっと3つぐらい出てきている。これを見たとき、本当にそう言い切れるのかなというのが気になった。
- 本当にこの効果というのがこういうことがはっきり言えるのかどうかというのは、ちょっと疑問に思った。公平性と考えると、必要な手続をとって強制的に、義務にしないとなかなか難しいところがある。任意だとやっぱり任意の範囲でいろいろ不公平が生じてくるような気がする。
- 本当に今後の財政支援が必要な規模がどうなるのかというところについて危惧する、疑問がぬぐえない。いかに徴収コストを低く抑えてそれを効率的に集めるかというところが1つのポイントだと思う。任意では厳しいところもある。
- 基金によるスキームというのは22年度から24年度まで、25年度以降は新たな支援のスキームを検討する。新たな基金のあり方を検討するのではなく、検討した結果として基金ということは当然あるかと思うが、あくまで検討させていただくというのは新たな支援スキームであって、最初から新たな基金ありきということではないというような認識をしている。
- まだ不法投棄は経済状況によっては増える可能性もなくはないので、経済状況等によっていろんなことが起こり得るということは一応考えておく必要がある。
- 来年度以降、筋の通った議論をぜひしていただきたいと思っているが、適正

な処理にコストをかけて努力しているところが報われないような、そういうような仕組みというのはやっぱり明らかにおかしいと思うので、努力が報われるような、そういった仕組みというものはぜひ頭に置いていただきたい。

- マニフェストは、やっぱり先ほど自社の方の不法投棄が多いという前提に立ったときに、どういうふうにしてそここのところを把握するかが難しいところだ。出しもとの自治体にも、それぞれの人に対して処理基準等を守らせる義務があるが、そここのところの指導が、あるいは対応がどれぐらい効いているのか、それがこの少なさにどう結びついているのかというあたりは知りたい。

行政間の結果としての不法投棄等に対する負担の公平さというも必要だろう。排出事業者の監督責任を負っている自治体の責任も、費用の分担に当たっては考えておくべきことだと思う。

- 基金の効用について、不法投棄の規模を小さくするという効用があったのだと自治体側は指摘するが、事業者、費用負担者側のほうはどうもなかなかぴんとこないなという点はもう少し実証的に議論をしていかなければいけない。捨てられる側だけが努力して、それで小規模になっているというのも何となく妙な感じで、基金ができたおかげで摘発を比較的早くできたことは理解できるが、本来行政がやることをやっていなかったということの裏返しにしかならないわけで、整理が必要。

(6) 最後に、今後の予定について、以下のとおり確認された。

- ・来年度からは、今後のスキームについて議論
- ・夏には1回目ができるように準備

以上